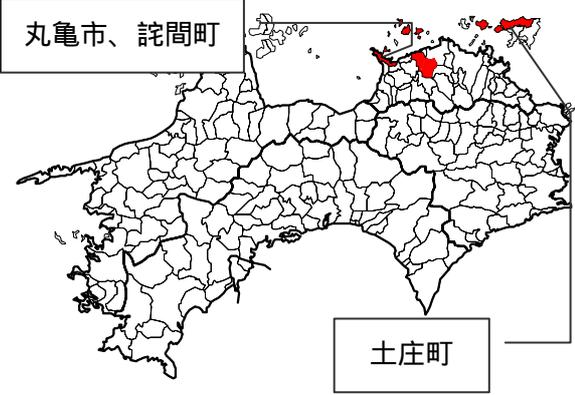


さぬき瀬戸内みなと交流計画

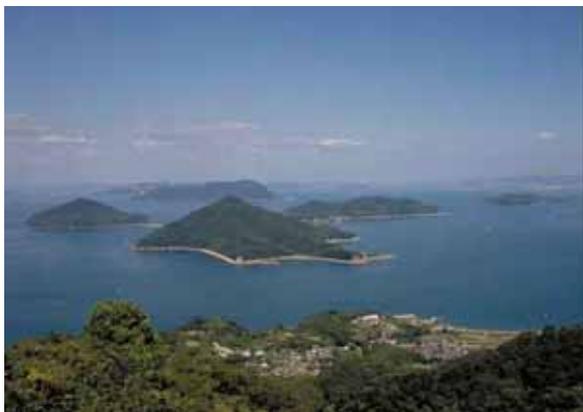
都道府県名	香川県	
作成主体名	香川県、丸亀市、詫間町	
区域の範囲	丸亀市並びに香川県小豆郡土庄町及び三豊郡詫間町の区域の一部（丸亀港、小手島漁港、土庄港、詫間港、上新田漁港、大浜漁港）	

地域再生計画の概要

本計画対象区域では、主要産業である農・漁業や観光産業の振興と同時に、離島地域と本土とのネットワーク強化による生活基盤整備に注力してきた。その背景には、地域の高齢化に伴う医療福祉サービスや定住促進に向けた産業基盤の整備に対するニーズの高まりがある。また、当該区域は、昨年、台風に伴う高潮被害があったほか、東南海・南海地震の発生が懸念されている地域である。これら地域の状況を考慮し、港湾と漁港施設を整備して豊かな地域資源を活かした交流の促進や産業の活性化を図ると共に、震災や高潮等に備えた地域防災機能の強化に努め、地域住民が安心して暮らせる環境整備を通じて地域の再生につなげる。

適用される支援措置

- ・ 港整備交付金



瀬戸内の島々



地域住民の足・離島航路